

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

## 目次

◇告 示 字の区域の新設等

字の区域の変更等

字の区域の変更

土地改良法による換地処分(三件)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高草地区第六工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

下段字四反田

同上の区域(昭和五十七年三月二十五日現在の地番による。)

下段字横枕三七の一の一部及びこれと一体をなす国有地、下段字下四反田四二から四五までの一、四六、四七の一、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、下段字上四反田五〇の一、五二の一から五二の四までの一、五三の一、五四の一から五四の四まで、五五次一、五五の二から五五の四まで、五六から六二まで、六三の一、六三の三、六五の一、六五の五、六六、六七の一、六八の一、六八の二、六八の五、六九から七二まで、七四の二から七四の五まで、七四次一、七五、七五次二、七五次四、七七、七八の一、七八の一の一部、六五三、六五五及びこれらと一体をなす国有地の一部、下段字大道端五反田八二の三の一部、九五の三、九七の三、九七の四及びこれらと一体をなす国有地、下段字前田一六八の一、一六八の三、一六八の五、一六九の一、一七〇から一七三までの一、一七四の一、一七四の二、一七五の一の一部、一七五の二、一七六の三の一部、一七八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに野坂字荒神河原五五六の三の一部、五五六の一七及びこれらと一体をなす国有地

<p>野坂字立見</p>	<p>野坂字立見</p>
<p>野坂字荒神河原五二八の二の一部、五二九の一、五三〇の四、五三一から五三五まで、五三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五三六の一、五三六の二及び五三七と一体をなす国有地の一部、野坂字横枕五五七の二の一部、五五八の一部、五六一から五六三までの一部、五六四、五六五、五六六の一部、五六六の一の一部、五六七、五六八の一部、五六九から五七三まで、五七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、野坂字姥ヶ下五八一の三の一部、五八一の四の一部、五八二の一の一部、五八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野坂字東石丸田五九〇の一部、五九一の一、五九一の二の一部、五九一の三の一部、五九一の四、五九一の五、五九一の六から五九一の八までの一部、五九二の一部、五九三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、野坂字海老川六四二の三及び六</p>	<p>野坂字横枕五六〇の一部、五六一の一部、五六三の一部、五六八の一部、五七四の一部、五七五及びこれらと一体をなす国有地、野坂字姥ヶ下のうち五八一の三の一部、五八一の四の一部、五八二の一の一部、五八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野坂字東石丸田五九〇の一部、五九一の一、五九一の二の一部、五九一の三の一部、五九一の四、五九一の五、五九一の六から五九一の八までの一部、五九二の一部、五九三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、野坂字海老川六四二の三及び六</p>

<p>野坂字石丸田</p>	<p>野坂字石丸田</p>
<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年三月二十五日現在の地番による。）</p>
<p>下段字オノ神</p>	<p>下段字オノ神のうち七の四の一部、八の一部、九から一まで、一一次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下段字上四反田五〇の一部、五一の一部、五二の二から五二の四までの一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下段字前田一七六の三の一部、一七六の四の一部、一七六の五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>下段字胡麻田</p>	<p>下段字胡麻田のうち二五の一部、二六の一、二六の二、二七、二八、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下段字オノ神七の四の一部、八の一部、九から一まで、一一次一及びこれらと一体をなす国有地、下段字横枕三〇の一部、三〇の一の一部、三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、下段字下四反田四〇の一部、四〇の一の一部、四一から四五までの一部、四七の一部、四八の一部、四九及びこれらと一体をなす国有地、下段字上四反田五〇の一部、五一の一部、五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下段字下モ山五六三の五から五六三の八まで並びに野坂字横枕五六〇の一部、五六一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

下段字横枕	<p>下段字横枕のうち三〇の一部、三〇の二の一部、三七の二の一部、三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下段字下四反田四〇の一部、四〇の二の一部、四一から四四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、野坂字荒神河原五四〇の一部、五四四の二、五四五の二、五四六、五四七、五四七の二、五四八から五五〇まで、五五一の二、五五二の二、五五二の三、五五四の二、五五六の二、五五六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四二の二、五四二の三、五四三、五四三の二及び五四五の二と一体をなす国有地の一部並びに野坂字横枕五五七の二、五五七の三の一部、五五八の一部、五五九、五六〇の一部、五六〇の二、五六一の一部、五六二の一部、五六六の一部、五六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
下段字上四反田	<p>下段字上四反田のうち五〇、五一、五二の二から五二の四まで、五三、五四の二から五四の四まで、五五の二から五五の四まで、五五の五、五六から六二まで、六三の二、六三の三、六五の二、六五の三、六六、六七の二、六八の二、六八の三、六八の四、六八の五、六九から七二まで、七四の二から七四の五まで、七四の二、七五、七五の二、七五の三、七六から七八まで、七八の二、六五三、六五五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
下段字大道端五反田	<p>下段字大道端五反田のうち八二の三の一部、九五の三、九七の三、九七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに下段字上四反田七八の一部、七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
下段字前田	<p>下段字前田のうち一六八の二、一六八の三、一六八の四、一六八の五、一七〇から一七三までの一部、一七四の二、一七四の三、一七五の二、一七五の三、一七六の二、一七六の三</p>

  

下段字下モ山	<p>の一部、一七六の四の一部、一七六の五、一八八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
野坂字荒神河原	<p>下段字下モ山のうち五六三の五から五六三の八まで以外の区域</p> <p>野坂字荒神河原のうち五二八の二の一部、五二九の二、五三〇の二、五三一から五三五まで、五三五の二の一部、五四〇の二、五四四の二、五四五の二、五四六、五四七、五四七の二、五四八から五五〇まで、五五一の二、五五二の二、五五二の三、五五四の二、五五六の二、五五六の三、五五六の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五三六の二、五三六の三、五三七、五四二の二、五四二の三、五四三、五五三の二及び五五五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに野坂字横枕五六六の一部、五六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
野坂字西石丸田	<p>野坂字西石丸田のうち五九八、五九九、五九九次一、六〇〇の二、六〇〇の三、六〇一の二、六〇三の二、六〇四の二、六〇四の三、六〇四の四、六〇五の二、六〇六の二、六〇六の三、六〇九の二、六〇九の三、六一〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
野坂字海老川	<p>野坂字海老川のうち六一一の五、六四二の二、六四二の三、六四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
野坂字岸ノ下	<p>野坂字岸ノ下のうち六四四、六四五の二、六四五の三から六四五の八まで、六四五の四、六五〇の二、六五二の二から六五二の五まで、六五三、六五四、六五四の二、六五五、六五六、六五七の二、六五七の三、六五八の二から六五八の五まで、六五九次一、七九八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

野坂字上中谷

野坂字上中谷のうち六七六、六七七、六七八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

下段字下四反田、野坂字横枕、野坂字姥ヶ下、野坂字東石丸田及び野坂字中石丸田

鳥取県告示第八百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による津ノ井地区船木工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年二月十四日現在の地番による。）
船木字青木	船木字青木のうち一四の二及び一三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
船木字東谷	船木字東谷の全域、船木字青木一四の二及び一三の二と一体をなす国有地の一部、船木字東谷口四二の一部、四三の二の一部、四七の二の一部、四八の一部、四九の一部、五〇及びこれらと一体をなす国有地の一部、船木字東土居五一の二の一部、六二、六四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六一、六四の一及び六五内一と一体をなす国有地の一部並びに船木字筆始一二〇の三と一体をなす国有地の一部
船木字東谷口	船木字東谷口のうち四二の一部、四三の二、四七の二の一部、四八から五〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
船木字東土居	船木字東土居のうち五一の二の一部、六二、六四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五七から五九まで、五九の一、六一、六四の一及び六五内一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに船木字東谷口四三の二及び五〇と一体をなす国有地の一部
船木字中西谷	船木字中西谷の全域、船木字東土居五七から五九まで及び五九の一と一体をなす国有地の一部並びに船木字下西谷九〇及び九一の一と一体をなす国有地の一部
船木字下西谷	船木字下西谷のうち九〇及び九一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、船木字東谷口四三の二の一部、四七の二の一部、四八の一部、四九の一部及びこれらと一体を

<p>船木字本土居</p> <p>船木字本土居のうち一〇一から一〇三まで、一〇五の二、一〇六の五、一〇六の六、二三五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四、一〇六の二、一〇六の四、一〇七の二から一〇七の四まで及び一〇八と一体をなす国有地の一部、船木字筒井一六の四から一六の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一五及び一六の一と一体をなす国有地の一部並びに船木字筆始一八の二及び一八の四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>船木字筒井</p> <p>船木字筒井のうち一六の四から一六の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一五及び一六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>船木字筆始</p> <p>船木字筆始のうち一八の二、一八の四及び二〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに船木字東谷口四七の一部、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>廃止する字の名称</p> <p>船木字清水田、船木字敷ヶ鼻及び船木字前田</p>
---	--	--	---

鳥取県告示第八百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定より告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による奥山上地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年九月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字山上字中実</p>	<p>大字山上字中実のうち一八九の一以外の区域並びに大字山上字家ノ前二〇一の二及び二〇二の一</p>
<p>大字山上字家ノ前</p>	<p>大字山上字家ノ前のうち二〇一の二、二〇二の一、二〇八の一、二〇九の一部、二二四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字山上字中実一八九の一</p>
<p>大字山上字ロミナシ谷</p>	<p>大字山上字ロミナシ谷の全域、大字山上字家ノ前二〇八の一部、二〇九の一部、二二四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山上字中ミナシ谷三四七の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字山上字中ミナシ谷</p>	<p>大字山上字中ミナシ谷のうち三四七の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第八百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る高草地区第六工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る津ノ井地区船木工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町から同町が行う土地改良事業に係る奥山上地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】